

柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和5年1月27日
柴田町教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、柴田町図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、雑誌スポンサー制度とは、柴田町図書館（以下「図書館」という。）が利用者のために収集する雑誌の購入金額を企業、団体又は個人事業主等（以下「企業等」という。）が負担することにより、企業等の広告を図書館で配架する雑誌のカバー及び雑誌架に掲載することができる制度をいう。

(制度の対象者)

第3条 雑誌スポンサー制度の対象となる者は企業等とし、柴田町有料広告掲載に関する基準（平成25年11月1日町長決裁）第3条の規定に該当する業種又は業者等及び個人は対象としない。

(対象雑誌)

第4条 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、図書館が作成する雑誌スポンサー制度対象雑誌一覧（以下「対象雑誌一覧」という。）に記載されているものとする。

2 前項の規定により対象雑誌一覧を作成した場合は、町のホームページ等に掲載するものとする。

(申込方法)

第5条 雑誌スポンサー制度の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、柴田町図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次の書類を添えて、柴田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 掲載する広告の原稿
- (2) 企業等の概要や業種等がわかるもの
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

(掲載の決定及び通知等)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申込書が提出されたときは速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、広告掲載の可否を決定し、柴田町図書館雑誌スポンサー制度申込結果通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、原則として申込書の提出日の早いものを優先する。

(掲載広告の内容)

第7条 掲載する広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、柴田町有料広告掲載に関する要綱（平成25年柴田町告示第103号）第3条第1項各号で定める基準を適用する。

2 前条第1項の規定により広告掲載を承認された申込者（以下「スポンサー」という。）は、第5条で提出した広告の内容を変更しようとするときは、変更を希望する日の1か月前までに柴田町図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（掲載広告の規格等）

第8条 掲載する広告の規格等は、掲載を希望する雑誌の大きさを超えない範囲とし、次の表に定めるとおりとする。

掲載場所等	広告の規格	備考
カバー表面	縦5cm、横15cm以内	スポンサー名を表示（位置は中央より下部とし、表示については図書館が作成する。）
カバー裏面	A4判以内の片面印刷	
雑誌架	A4判以内の片面印刷	雑誌架の配架場所は図書館が決定する。

（掲載期間）

第9条 掲載する広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、年度の途中からの掲載の場合は、掲載の決定があった日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

（掲載広告の料金）

第10条 スポンサーが支払う広告の料金（以下「広告掲載料」という。）は、対象雑誌一覧に定めた雑誌の購入金額とする。ただし、発行内容等により実際の雑誌の金額が変動した場合は、変動後の金額とする。

2 広告掲載料は、教育委員会が発行する納入通知書により、定められた期日までに町に納入しなければならない。

（掲載広告の取消し）

第11条 教育委員会は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。この場合において、支払済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（1） 第6条第1項の規定による広告掲載の決定後において、第5条の申込書の内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。

（2） スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

（3） 前条の広告掲載料を納入通知書の定めた期日までに納入しなかったとき。

（4） その他スポンサーとして適当でないと教育委員会が判断したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により掲載広告の承認を取り消したときは、柴田町図書館雑誌スポンサー制度承認取消通知書（様式第4号）によりスポンサーに通知するものとする。

（広告掲載の中止）

第12条 スポンサーは、第9条の規定による掲載期間満了前に広告掲載の中止をする場合は、中止しようとする日の2か月前までに柴田町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載中止届（様式第5号）を教育委員会へ提出しなければならない。

（スポンサーの責務）

第13条 スポンサーは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 掲載する広告の内容に関する一切の責任はスポンサーが負い、広告掲載により第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理等の損害を与えた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(2) スポンサーは、雑誌スポンサー制度を実施することにより生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条及び第6条の規定による掲載広告の申請及び決定その他必要な行為は、この要綱の告示の日前において行うことができる。

年 月 日

柴田町教育委員会 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名

柴田町図書館雑誌スポンサー制度申込書

柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第5条の規定に基づき、雑誌スポンサーとして下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の掲載を希望する雑誌

雑 誌 名

2 提供期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 担当者連絡先

部 署 または 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号 / FAX 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

4 添付書類

- (1) 掲載する広告の原稿（A4版以内、片面印刷）
- (2) 企業等の概要や業種等がわかるもの
- (3) その他教育委員会が必要と認めるもの

柴田町図書館雑誌スポンサー制度申込結果通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

柴田町教育委員会

年 月 日付けで申込みのあった柴田町図書館雑誌スポンサー制度については下記のとおり決定したので、柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条に基づき通知します。

記

1 決定結果 承認 ・ 不承認

2 広告掲載雑誌

雑誌名

3 (承認の場合) 承認期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 (不承認の場合) 不承認の理由

5 その他

広告掲載雑誌の所有権は、町に帰属します。

広告掲載雑誌が休刊、または廃刊した場合は、双方で協議するものとします。

柴田町図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更届

年 月 日

柴田町教育委員会 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けておりました柴田町図書館雑誌スポンサー制度による広告の掲載について、当該広告の掲載内容を変更したいので、柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定に基づき提出します。

広告の変更時期	年 月 日 から
変更内容	別添原稿の通り

担当者連絡先

部署または所属	
担当者氏名	
電話番号 / FAX 番号	
メールアドレス	

柴田町図書館雑誌スポンサー制度承認取消通知書

年 月 日

様

柴田町教育委員会

年 月 日付け 第 号で承認しました柴田町図書館雑誌スポンサー制度による広告掲載の承認については、下記のとおり取消しますので、柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

1 広告掲載を取消しする雑誌

雑誌名	終了日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

2 取消しの理由

柴田町図書館雑誌スポンサー制度広告掲載中止届

年 月 日

柴田町教育委員会 殿

申請者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認を受けた柴田町図書館雑誌スポンサー制度による広告掲載を中止したいので、柴田町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり提出します。

中止を希望する雑誌名	中止希望日
	年 月 日（ 号）分から
	年 月 日（ 号）分から
	年 月 日（ 号）分から
	年 月 日（ 号）分から
	年 月 日（ 号）分から

担当者連絡先

部署または所属	
担当者氏名	
電話番号 / FAX 番号	
メールアドレス	